

監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成26年8月15日公表)

監査結果報告書

高松市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成26年8月15日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成26年度定期監査及び行政監査の結果について

I 監査対象部局

総務局

1 監査実施期間

平成26年4月1日から平成26年5月9日まで

2 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	秘書課			
2	総務課	1		1
3	総務課（情報公開室）			
4	人事課			
5	人事課（行政改革推進室）			
6	危機管理課			
7	情報政策課			
8	広聴広報課	3	1	4
9	総務局全体		1	1
	合計	4	2	6

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成25年度

5 監査の方法

平成25年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成26年度 総務局定期監査及び行政監査結果一覧】

H26.8.15

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	切手の受払処理について	P3	総務課
No.2	指摘	適正な決裁者までの執行伺について	P4	広聴広報課
No.3	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P5	広聴広報課
No.4	指摘	執行伺の適切な事務処理について	P6	広聴広報課
No.5	意見	ホームページ掲載情報の適切な更新等について	P7	広聴広報課
No.6	意見	行政文書の情報公開に係る事務処理について	P8	総務局全体

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

切手の受払処理について

内容

切手の受払処理については、受払票を作成しておらず、また、その他の様式についても、規則に定める様式を使用していないので、今後は規則に定める様式を使用し、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市物品会計規則

内容

第33条 材料品は、受入価格を附して、予算科目別に材料品（郵便切手類、生產品）受払票（様式第5号）により整理しなければならない。

第34条 物品取扱主任が、材料品を使用者に交付するときは、材料品請求票（様式第6号）及び材料品払出票（様式第7号）によらなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

広聴広報課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

内容

平成25年度市政情報番組制作等業務委託に伴う見積徴取決裁については、局長までの決裁となっているが、予定金額が500万円を超えていることから、専決者は副市長であり、当該執行伺に基づく委託料の支出は、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、今後、同種の事務処理を行う場合には、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

根拠法令・
通知等

高松市事務決裁規程第5条及び別表第1執行伺の表第13項第1号

内容

執行伺（委託料）

決裁事項	決裁者		
	副市長	局長	課長
(1) 50万円を超えるもの	1,000万円以下	500万円以下	100万円以下

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

広聴広報課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について

内容

平成25年度市政情報番組制作等業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

根拠法令・
通知等

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」

内容

公共調達（市発注の工事（業務））における適正な労働条件を確保する観点から、業務委託（コンサルを含む。）及び軽易な工事については、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えること。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

広聴広報課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

執行伺の適切な事務処理について

内容

平成25年度「広報たかまつ」仕分け配送業務委託（コミュニティ協議会）の単価契約の締結決裁については、支出予定金額が500万円を超えているにもかかわらず、高松市契約規則第24条第7号の規定を根拠に契約保証金を免除しているため、今後、同種の事務処理を行う場合には、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等 ①

高松市契約規則第24条

内容 ①

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
(1)～(10) (略)

根拠法令・
通知等 ②

高松市契約事務処理要綱第50条

内容 ②

契約規則第24条第7号に規定する少額である契約金額は、予定価格が500万円未満の場合における当該契約金額とする。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

広聴広報課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

ホームページを利用した情報提供の正確性の確保について

内 容

高松市公式ホームページ「もっと高松」を利用した情報提供については、市政の情報発信手段のひとつとして、その速報性を生かした活用が期待されるが、全庁的に、最新かつ正確な情報提供が維持されていないように見受けられた。
ホームページの更新は、情報を提供する各課において行っているが、ホームページ全体を維持・管理する担当課として、各課の広報取扱主任及びホームページ担当者の積極的な活用により、各ページの情報が適切に更新されているかの確認や、職員のホームページを利用した情報提供に関する意識向上を促すなど、ホームページ掲載情報の正確性を確保するための方策について検討されたい。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成26年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

総務局全体

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

行政文書の情報公開に係る事務処理について

内容

行政文書の情報公開に係る開示区分・不開示理由については、高松市情報公開条例第7条の規定により、適正に事務処理を行わなければならないが、今年度の定期監査において、支出決裁に法人等の印影及び口座情報が記載されている請求書が添付されているにもかかわらず、開示区分が公開になっているものや、公開すべき決裁であるにもかかわらず、開示区分が非公開になっているものが見受けられ、情報公開に対する職員の意識が全庁的に希薄であると考えられることから、情報公開制度の適切な運用を確保するため、文書管理システムによる開示区分等の設定において適正な事務処理がなされるよう、職員への周知徹底等を行いたい。

II 監査対象部局

財政局及び出納室

1 監査実施期間

平成26年4月28日から平成26年6月5日まで

2 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	財政課	1		1
2	契約監理課	1		1
3	契約監理課（技術検査室）			
4	財産経営課	2		2
5	財産経営課（危機管理センター整備室）			
6	納税課			
7	納税課（債権回収室）			
8	市民税課	1		1
9	資産税課			
10	財政局全体	1		1
11	出納室			
	合計	6		6

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

4 監査対象となる事務の執行年度

平成25年度

5 監査の方法

平成25年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきである。

【平成26年度 財政局定期監査及び行政監査結果一覧】

H26.8.15

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P11	財政課
No.2	指摘	かがわ電子入札システム使用料等の協定書締結に係る事務処理について	P12	契約監理課
No.3	指摘	請求書の取扱いについて	P13	財産経営課
No.4	指摘	行政財産の目的外使用に係る事務処理について	P14	財産経営課
No.5	指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P15	市民税課
No.6	指摘	文書の施行に係る事務処理について	P16	財政局全体

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

財政課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について

内容

平成25年度公会計システム等運用保守業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

根拠法令・
通知等

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」

内容

公共調達（市発注の工事（業務））における適正な労働条件を確保する観点から、業務委託（コンサルを含む。）及び軽易な工事については、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えること。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

契約監理課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

かがわ電子入札システム使用料等の協定書締結に係る事務処理について

内容

かがわ電子入札システムの使用及び使用料に関する平成25年度協定の締結に係る執行伺決裁については、課長までの決裁となっているが、予定金額が1,000万円を超えていることから、決裁者は市長であり、当該執行伺に基づく使用料の支出は、決裁者の意思決定の手続を経していないものとなっていたので、今後は適正な決裁者までの決裁を受けられたい。
また、平成21年度の同システムの使用に関する基本協定の締結に係る市長決裁をもって、22年度から27年度までの使用料に係る執行伺とすることについては、各年度における支出予定金額に基づく執行伺の必要性の観点から見直しを行い、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等①

高松市事務決裁規程第4条第1項

内容①

決裁を要する文書（電子文書（高松市文書規程（昭和42年高松市規程第22号）第1条の2第2号に規定する電子文書をいう。）を含む。以下同じ。）は、主管係長の決定及び文書取扱主任の文書審査を受けた後、順次直属上司の決定を得て市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

根拠法令・
通知等②

高松市事務決裁規程第5条及び別表第1執行伺の表第13項第1号

内容②

執行伺（使用料及び賃借料）

決裁事項	決裁者		
	副市長	局長	課長
(1) 50万円を超えるもの	1,000万円以下	500万円以下	100万円以下

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

財産経営課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

請求書の取扱いについて

内容

請求書に内訳書が添付されているにもかかわらず、割印又は袋とじの処理がされていないものが見受けられたので、今後は適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市会計規則第54条

内容

支出についての証書類及び領収書は、次の各号によりこれを取り扱わなければならない。
(3) 2枚以上をもって1通とする証書類は、その取扱者又は債主が割印又は袋とじをしなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

財産経営課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

行政財産の目的外使用に係る事務処理について

内容

平成25年度の行政財産の目的外使用（高松市本庁舎西側公用車駐車場）に係る事務処理については、使用許可台帳を作成していないので、今後は適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項

内容

公有財産管理者は、行政財産使用許可台帳（様式第12号）を調整しなければならない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

市民税課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

単価契約に係る契約書の作成について

内容

平成25年度使用済み原付ナンバープレート等の売払については、単価による契約にもかかわらず、請書により処理しているため、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等

高松市契約規則第21条第1項

内容

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。

監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成26年度／財政局

告示番号

高松市監査委員告示第17号

告示日

平成26年8月15日

所管課等

財政局全体

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

文書の施行に係る事務処理について

内容

市長名で施行する文書において、公印の押印を省略しているにもかかわらず、文書目録タブ「公印」欄で不要を選択しているもの、また、起案の伺い文にその旨が記載されていないもの、さらに、発送番号を付けなければならないにもかかわらず、「号外」として処理しているものが見受けられたので、今後は、適正に事務処理されたい。

根拠法令・
通知等 ①

高松市行政文書管理規程

内容 ①

第21条 市名、市長名、市長職務代理者名、会計管理者名、会計管理者事務代理者名、保健所長名、福祉事務所長名、建築主事名又は建築監視員名で施行する文書には、高松市公印規則の定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。
(2) 照会、回答等で直接法律効果を生じない文書
2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、起案に係る文書にその旨を表示しなければならない。
第24条 発送を要する文書には、次により記号及び番号を付けなければならない。
(4) 庁内限りで処理する文書のうち軽易なものについては、番号を記入しないで「号外」として処理すること。

根拠法令・
通知等 ②

文書法制事務の手引

内容 ②

公印の押印を省略する場合、文書管理システム起案画面の文書目録タブ「公印」欄で「省略」を選択するとともに、伺い文においても「高松市行政文書管理規程第21条第1項第〇号の規定により、公印の押印を省略するものです。」等と記述し、決裁を受けること。また、余白処理による場合は「～してよろしいか。」という伺い文の次に「公印省略」と朱書きし、決裁を受けること。